

平成23年第5回小山町議会6月定例会会議録

平成23年6月7日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 阿部 司君 2番 湯山 宏一君  
3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君  
5番 桜井 光一君 6番 渡辺 悦郎君  
7番 米山 千晴君 8番 湯山 鉄夫君  
9番 梶 繁美君 10番 池谷 洋子君  
11番 込山 恒広君 12番 鷹嶋 邦彦君  
13番 真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	戸枝 浩君
企画総務部長	小野 巖君	経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君
住民福祉部長	土屋 礼二君	教 育 部 長	高橋 忠幸君
会計管理者	高木 昇一君	企画調整課長	室伏 博行君
まちづくり推進室長	遠藤 一宏君	総 務 課 長	秋月 千宏君
税 務 課 長	湯山 正敏君	福 祉 課 長	田代 順泰君
住 民 課 長	岩田 英信君	健 康 課 長	羽佐田 武君
生活環境課長	高橋 裕司君	建 設 課 長	鈴木 哲夫君
農 林 課 長	池谷 和則君	商工観光課長	深澤 高治君
都市整備課長	小野 克俊君	上下水道課長	吉川 保利君
学校教育課長	小野 学君	生涯学習課長	土屋 和彦君
総務課副参事	小野 孝子君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 鈴木 豊君

会議録署名議員 3番 池谷 弘君 4番 高畑 博行君

散 会 午後1時35分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

10番 池谷洋子君

1. 「緊急時用サポートカード」について

4番 高畑博行君

1. 町内巡回バスの利便性を高めるために、オンデマンド方式の導入を

2番 湯山宏一君

1. 第4次小山町総合計画と町長のマニフェストとの整合性について

8番 湯山鉄夫君

1. 町内の産業振興と活性化の施策について
2. 町を囲む連山に於ける治山治水対策について

12番 鷹嶋邦彦君

1. 光ファイバー通信網の整備について

6番 渡辺悦郎君

1. 町の危機管理態勢について

7番 米山千晴君

1. エマルジョン燃料の積極利用について

11番 込山恒広君

1. 町長の政策提言（マニフェスト）項目の実現の可能性について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定数に足りておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりですから、朗読を省略します。

---

日程第1 一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、通告順により、順次発言を許します。

初めに、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私からは、「緊急時用サポートカード」について質問させていただきます。

質問の前に、東日本大震災の被災地の皆様、いまだ10万人近い方が過酷な避難所生活を送っております。心よりお見舞い申し上げます。

今回の大震災は筆舌に尽くしがたい多くの犠牲がありましたが、一方で日本各地をはじめ、世界各国からの応援をいただき、疎外感や閉塞感のあった人々の心に団結やきずなというすばらしい結束をよみがえらせてくれました。しかし、大震災から早3か月になろうとしておりますが、復興にはまだまだ時間がかかりそうな様相です。

この大震災は決して人ごとではなく、いづどこで我が身に起きても不思議ではありません。この震災後、多くの家庭は家の耐震調査をしたり、家族の安全確認の決まり事など、体制を整えているようです。また、各自治体でも防災計画の見直し等を推進しております。

それでも、私への住民相談の中に、母親を在宅介護している方から、自分が外出して事故に遭ったり被災したときに、自宅にいる母親のことが心配でならない。また、小学校に通う子どもにアレルギーがあり、被災時に連絡がとれなくなったとき、子どものことが心配でならない等々の不安の声があります。

私は震災後、いろいろなことを考えてきました。その中で、今回は住民一人一人に焦点を当てた安全・安心の対策を提案したいと思います。

その一つが、「緊急時用サポートカード」の必要性です。

サポートカードとは、本人の名前や住所などに加えて、持病や服用薬、血液型、かかりつけ医などの医療情報や緊急時に連絡する親族の電話番号などを記入し、常時携帯するものです。それは子ども用、成人用、在宅の高齢者用など、きめ細やかに対処できるカードでなければなりません。

そして、このカードは、関係各者の意見を幅広く拾い上げて作成していくべきと考えます。例

えば、幼稚園、保育園、小・中学校の先生、医師、介護関係者、救急隊員などです。

また、どうしても個人情報を守りたいと言われる方には、御自身で対策を考えていただく選択肢をと提案いたします。

私は、2009年12月議会の一般質問で、救急医療情報キットの配布事業について質問いたしました。救急医療情報キットとは、高齢者世帯、ひとり暮らしの高齢者、障害者の皆様が救急を要するとき、医療情報である、かかりつけ医、持病、緊急連絡先や健康保険証のコピー、本人の写真などを「キット」という筒状の容器に入れ、どこの家庭にもある冷蔵庫に保管、駆けつけた救急隊員が、その情報を生かし、迅速に適切な救命処置をするという仕組みです。もちろん、災害対策の観点からも注目されておりますが、残念ながら、いまだ実現されてはおりません。

この救急キットの代わりに、在宅の高齢者用カードを置き替えることができます。例えば、冷蔵庫に張れるようなマグネット式にしておく、より利便性を増すと考えます。

私たちは、災害時はもちろんのこと、日常においても、いつも家族と一緒にいるとは限りません。不測の事態に備え、子どもや高齢者、障害のある方はもちろんのこと、すべての方にとって安全・安心の大きなよりどころとなる、この緊急時サポートカードは、住民の災害に対する不安の声にこたえていけるはずで

す。東日本大震災もそうだったように、災害は予想をはるかに超えた事態が起こります。そのとき、子どもであれ、高齢者であれ、障害者であれ、自分のことは自分で守らなければならない状況になります。

大震災のとき、避難所で配られたお弁当を食べたアレルギーを持つ児童が救急車で運ばれたり、持病が悪化して亡くなられた方も少なくありません。やっとの思いで助かった命も、情報不足で救うことができなければ、これほど無念なことはありません。

救助されたとき、カードを携帯していれば、自分のことを知ってもらえる。これはすごいことです。すべての住民がこれを徹底すれば、守れる命は多くなります。たかがカード、されど命をつなぐカードです。大切な大切なカードです。

町は、防災計画の一環として、住民の安全・安心を守る取り組みとして、全住民に緊急時サポートカードの無料配布と常時携帯の徹底をしていくべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えいたします。

緊急時サポートカードの無料配布と常時携帯についてであります。

今回の東日本大震災においては、避難所に避難しているひとり暮らしの老人などの、災害時要援護者の医療情報がわからないことや、遺体安置所に行っても識別ができないことなどが指摘され、議員の御提案は災害時には有効な手法の一つと考えます。

また、高齢者や障害のある方などの災害時要援護者に常時携帯していただくということは、迅速にかつ的確な対応をする観点から、理解できるものであります。

しかしながら、全住民に緊急時用サポートカードを配布し、常時携帯していただくには、幾つかの検討課題も考えられます。

まず、保育園・幼稚園の園児や小学生・中学生の児童生徒に個人情報満載のカードを常時携帯させた場合、誘拐や不法逮捕監禁などの犯罪に悪用されるリスクが高いのではないかと懸念されます。

さらには、緊急時に必要となるサポートカードであるならば、全住民が常時携帯を原則としなければ、その本来の目的を発揮することができません。

本提案は、個人情報保護の観点からも、極めて慎重な判断が必要であり、また、住民の基本的なコンセンサスが得られなければ、実施することが難しいものと考えられます。

しかし、緊急時の支援・救助にかかわる極めて大事なことですので、今後、多方面から検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（池谷洋子君） 町長に再質問をさせていただきます。

ただいま、町長より、緊急時用サポートカードについて、これは大切だという前向きな答弁をいただきました。

また、町長のお話の中に、個人情報という、今、話がありましたが、これは成人の場合です。常に、私たちは保険証や免許証、キャッシュカード等、個人情報に関するものは持ち歩いています。また、今、私が、町長も言われましたが、保育園の子ども、幼稚園の子ども、また小学校の子どもに、そういう個人情報というものを持たせて、もしもそういうものを落としたり、また何か人の手に渡ったらという話もありましたが、私も先ほど、自分の話の中にもあったように、それはまた学校の先生とか相談していただいて、名札とかかばんとか、これ、人間ですから、大切に、やはりこういうものは持ち歩くと思うんです。確かに、個人情報は大切ですし、守ることも大事です。だけど、本当に、先ほど言ったように、いろいろな大事なものを持ち歩いているんですから、私はそれほど心配することはないと考えます。

しかも、緊急時です。個人情報と、やはり緊急時は、命を守ることの方が、私は最重要、最優先だと考えております。この辺、町長については、個人情報を守る、だけれども、やはりいざというときには、この情報があるために救える命は救えると思うんです。

まして、アレルギーを持っている子ども、持病を持っている方は、その人たちの立場に立ってみれば、今起こっても不思議ではない東海地震や災害に対して、一刻も早く、私はこのカードを配布していただきたいと思っております。

町長に、再質問を整理します。今言われた個人情報、だけれども、緊急時には命を守ることの方が、私は最重要だと考えますが、町長の見解を、もう一度お聞かせください。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答え申し上げます。

御質問に対しまして御答弁申し上げたとおり、大事なことと承知をいたしております。つきましては、この件につきましては、前向きに検討していくことを答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○10番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

ただいま町長より、本当に前向きに検討していくというお話を伺いました。

それで、先ほど、町長のお話の中に、災害弱者、やはりこれは子どもや高齢者、障害のある方だと思います。ぜひ私、町長には前向きに検討していく、前向きに考えていただけるということでしたら、まず優先順位をつけて、一刻も早い、もちろん、全住民にサポートカードは作成していただきたい、実現していただきたいと思いますが、先に、この災害弱者の皆様から、そういうお考えはありますでしょうか。

また、前向きに検討していくということは、どのくらいの時期、そういうことを考えておられますでしょうか。わかる範囲で結構です。町長のお言葉をいただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

今申し上げたとおり、いろいろな方々です、これについては調整をしながら、検討する会を設けてですね、その時期等についても、その中で検討していくといただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、小山町の公共交通の見直しと、その改善を図る観点から、町内巡回バスの利便性を高めるために、オンデマンド方式の導入をという質問をさせていただきます。

町内巡回バスの運行については、本年3月議会でも一般質問がなされ、前町長からの答弁もされておりますが、4月に行われた町議会議員選挙や私独自に進めたアンケート調査を通して、私自身、町内にお住まいの多くの高齢者や障害者の方々と対話をしてきた結果、今ある町内巡回バスをなかなか利用できないとか、全く利用したことがないといった声を多く耳にいたしました。

なぜ利用できないのか、その理由を伺うと、住んでおられる地域や、その方の身体的状況によっても異なりますけれども、利用したい時間がなかなかうまく合わないとか、巡回バスの停留所まで、そう簡単に行けないなどといった意見が多く出されました。

小山町の巡回バスについては、平成4年6月から、総合文化会館の開館に合わせて、須走・駿河小山駅間の路線での運行をスタートし、平成11年には2台体制、12年には中型バスの導入と、発展を図り、現行の5路線で運行しています。また、16年には須走彰徳山林会の支援により、須走地区から小山高校への通学バスを運行したり、小中学生の通学手段のスクールバスとして活用するなどの変遷を経て、現在に至っていることを承知しております。

また、福祉課所管と生涯学習課所管の2系統で運転してきたことや、1日平均の利用者数も、毎日約100人を超え、町民にとっても、町に根づいていることが理解できます。

私は、この町内巡回バスは、「町民の足」として町内をなるべくくまなく回り、20年間継続してきたことは、町民の福祉を支える上で大変すばらしい歴史を築いてきたと考えております。当然、民間の路線バス、具体的には富士急行の路線バスと競合しないように工夫しながら、コース設計や時間設定をしていく努力や、なるべく町内の隅々まで運行する全体計画について、担当者は大いに苦勞されてきたことと思います。

ただ、こんなすばらしい実績を積み上げてきた町内巡回バスを、さらに使い勝手をよくし、交通難民を出さないように、多くの町民の皆さんに受け入れられるシステムにできたら、言うことはありません。

新町長の5月臨時議会での就任あいさつや、選挙時に発行したマニフェストの中に、「くらし満足度向上への挑戦！」にある「中・高年の元気を支援します」や、「誰もが安全・安心のまちづくりに取り組みます」という公約「3つの挑戦と10の戦略」に照らしてみても、この町内巡回バスの利便性を高める方策は、大いに検討に値すると思います。

町議選前の3月議会での回答では、4月より、多様なメンバーが参画する小山町地域公共交通会議を発足させ、町の実情に合った公共交通のあり方について、町民の皆様とともに検討していきたいと述べられておりますが、まず、次の点についてお伺いいたします。

1点目、現在の庁内巡回バスの運営にかかる経費はどの程度なのか。

2点目、運転手はシルバー人材センターへ業務委託しているようですが、運転免許等の制限はないのか。

3点目、4月から発足すると回答した小山町地域公共交通会議のメンバーは、どのような構成か。

4点目、この会議は、いつごろを目途に意見の取りまとめが可能なのか。

以上の4点について、まずお答えしていただきたいと思います。

さらに、3月議会での回答を詳細に見ますと、生涯学習課所管と福祉課所管の2系統を企画調整課に一元化する。また、巡回バスはもとより、有償運送や乗り合いタクシーなどの町の実情に合った公共交通のあり方について、多方面から検討を行い、町民と一体となって、利用者の利便性の向上や運行の効率化を図っていきたいと回答されております。

そこで、私は、現在の巡回バス形式から、オンデマンドバス、オンデマンドタクシー導入の方向に積極的に検討を進めてほしいと考えております。オンデマンド方式とは、デマンド、要求とか希望、そういう意味なんですけれども、これに沿って、ドア・ツー・ドアのサービスを実現する、新しい乗り合いバスやタクシーのことを言います。

そこで、なぜオンデマンド方式が有効かといえば、まずは小山町の地理的条件を挙げたいと思います。須走、北郷、足柄、旧小山と集落が点在する、この小山町では、単純な巡回バスでは到底カバーし切れない地理的条件の制約があるからです。また、今後、ますます高齢化していくであろう人口構成を考えても、オンデマンド交通というのは、有効な手段であると思います。

ただ、現行巡回バスにかかる経費を大幅に上回るものであると、オンデマンド化に二の足を踏むことになるでしょう。

そこで、現在実施している大阪堺市や千葉県柏市、京都福知山市や石川県金沢市をはじめ、町のレベルでも三重県玉城町、埼玉県鳩山町などの多くの自治体の現状を分析する必要があります。

例えば、町レベルでも、人口1万5,000人程度の三重県玉城町では、東京大学大学院との共同研究によるオンデマンド形式の「元気バス」を無料で実証実験しています。また、同じ人口1万5,000人程度の埼玉県鳩山町では、デマンドタクシーを利用料100円コースと500円コースの有償で実施しています。

私たち小山町のように、既に福祉巡回バスを市内や町内で運行している場合、既存の巡回バスとオンデマンドバスやタクシーを併用するパターンもあるようです。また、利用料も、住民の負担ゼロの無償のケースと、若干の有償のケースとさまざまです。ですから、どんな形式が我が小山町にとってふさわしいのか、研究・分析する必要があるわけです。

また、オンデマンド方式を導入する際にかかる経費も、自治体独自のサーバーを設置し、大がかりなコンピューターシステムを利用した配車計画を導入すると、正確で高い運行効率を得られますが、大変なコスト高が余儀なくされます。しかし、大がかりなコンピューターシステムを導入せずに、運行計画を人手で考えられるのなら、はるかに安い経費で済みます。また、コンピューターシステムを利用するにしても、自治体がサーバーを持たずにセンターサーバーにお願いして、共有サーバーとして運行するコンビニクルシステムという方法もあります。これらの方法を使えば、当然、ランニングコストは抑えることができます。

今回、動き出している小山町地域公共交通会議でも、これらの点での詳細な分析は行っていくものと思われませんが、机上の議論だけでなく、先進自治体の方法を大いに参考にし、利用者の声に耳を傾け、小山町にとって、どの方法を採用したらいいのか、細かく研究・分析することが求められていると思います。また、このオンデマンド交通の研究については、東京大学のオンデマンド交通研究チームが、ウェブ上で導入検討シミュレーションもやっておりますし、現地視察の紹介もしているようです。

そういう観点から、次の2点についても、先の質問に加えて、お尋ねいたします。

1点目、オンデマンドバスやタクシーを取り入れている先進自治体の実情調査はどの程度進んでいるのか。

2点目、オンデマンド研究の専門機関への調査分析の依頼は考えていないか。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

初めに、現在の町内巡回バスの運営にかかる経費についてであります。

議員御質問の庁内巡回バスは、生涯学習課及び福祉課が、それぞれ総合文化会館及び健康福祉



会館の送迎用として、生涯学習課は平成6年に、福祉課は平成11年に運行を始めたものであります。

生涯学習課が運行しているバスにかかる経費ですが、臨時職員である運転手の賃金、バスの維持管理費、燃料費など、平成22年度決算額で約971万8,000円になります。

また、福祉課が運行しているバスについては、運転手の人件費としての委託料、バスの維持管理費、燃料費など、同じく平成22年度決算額で約547万7,000円となり、巡回バス2台の運行経費は、合計で約1,520万円となります。

そのほかに、バス運行に関して町が負担している経費は、須走地区から小山高校を結ぶ、富士急行運行のバスの委託料及び負担金として約247万1,000円、シルバー人材センターに駿河小山幼稚園の送迎バス委託料として約70万円があります。

次に、運転手の運転免許の制限についてであります。巡回バスの運転手は、生涯学習課は臨時職員、福祉課はシルバー人材センターに委託をし、運行しておりますが、巡回バスは無償で運行しているため、一般の有償で運行している路線バス等の運転に必要な大型二種免許は必要ないと承知をしております。

次に、小山町地域公共交通会議のメンバーについてであります。対象者として、住民、利用者の代表及び小山町、静岡県、御殿場警察署、静岡運輸支局とバス事業者、タクシー事業者、その組合の代表者などが、会議の委員となります。現在、委員の選考を進めているところであります。

次に、この会議の意見の取りまとめの目途についてであります。本年度内にその方向性を示せるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オンデマンド方式の実情調査及び調査分析の依頼についてであります。

公共交通網が希薄な当町において、町民の利便性を高めるために、何らかの施策を講ずることは当然のことであり、議員御指摘のオンデマンド方式の導入も、その施策の一つとして、可能性を検討していかなければならないと認識をしております。

先進自治体の実地調査については、市町が参加する担当者会議などで意見交換をしている程度であり、詳細な調査は行っておりませんが、県内で実施している市町の意見は、おおむね肯定的なものが多い状況であります。

それに対して、タクシー会社等の事業者は、予約に応じられるよう、ある程度の台数と運転手を常時待機させなければならないことから、固定人件費の増加に苦慮しているという意見も聞いております。いずれにいたしましても、先に申し上げた小山町地域公共交通会議において、町内巡回バス、コミュニティバス、委託バス、さらに乗り合い路線バスも含めて、小山町内の公共交通のあり方を検討していくこととなります。その中で、オンデマンド方式が事業の一つとして検討すべきという結論であれば、調査分析の必要性も生じてくると考えております。

地域公共交通会議のメンバーにつきましても、実効性のある会議になるよう選考しておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 町長の答弁に対して、再質問をさせていただきます。

オンデマンド方式も視野に入れながら、今後の小山町公共交通会議の中で検討を図っていくというお答えですけれども、具体的に、例えば2番の、運転手の免許取得の問題でございます。もし、オンデマンド化した場合ですね、現在の単純な巡回バス、無償で行っていますけれども、有償になる可能性があります。そうした場合に、今おっしゃった大型二種免許を取得していなければですね、運転手の確保ができないというふうなことが発生するのか、どうなのかということ。

それから、公共交通会議に関してですけれども、まだ具体的に進んでいないような印象を受けました。実は、私が調べたところによりますと、運輸局のですね、許可を、オンデマンド方式で、もし移行した場合、必要なわけになるわけですけれども、そういうときに、この小山町公共交通会議などの会議の合意が前提となるというふうなことが、私の調査では承知しております。

であるならばですね、私はやっぱりこの会議の中に、交通弱者といわれる御老人の、高齢者の方、老人会ですよ、または、小山町の中にも身体障害者福祉会ですとか、手をつなぐ育成会などの障害者の団体もでございます。そういった方にもですね、入っていただいて、生の声をぶつけていただくというふうなことも、やっぱり必要ではなかろうかなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

それから、目途についてもですね、私は、だらだら長引かせて議論していても、やっぱりだめだろうというふうに思うんですね。ぜひ、目途を決めてやるべきであるというふうに考えるわけですけれども、その点で、町長のお考えはいかがでしょうか。

先進自治体の調査に関しても、まだ担当者の会議程度だというふうなお答えでしたけれども、私は、担当者の会議だけではなくてですね、取り寄せ資料だとかネット検索などだけでは、もうだめですので、担当職員や会議のメンバーが、該当の市や町に出向いて、実際に見聞きして、検証を重ねていくというふうな必要があるだろうと。こういう会議の、だから、進め方も含めてですね、前向きにやっぱり検討していただきたいなというふうに思います。

また、専門機関の調査分析ですけれども、先ほど来、私も出しております、例えば東京大学の研究チームに依頼して実証実験まで踏み切ることも、一つの方法じゃなかろうかというふうにも考えるわけですけれども、その点についてもですね、町長のお考えを再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 会議のメンバーの件でございますが、この中に高齢者及び障害者も入れたらどうですかと、こういう御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げたとおり、住民、利用者の代表ということで入っておりますので、この中での選考の対象になっていると、このように承知をしております。

また、目途につきましてでございますが、御答弁申し上げたとおり、今年度内ですね、今年度内を目途に結論を出すと、こういう形で、これから進めていくつもりでございます。

あと、オンデマンド方式の件でございますが、この会議の中で、オンデマンドについてですね、必要性、またですね、検討すべきと、このようなことが生じたならば、この会議の中で検討していただき、先ほどの免許等についてもですね、これらを含めて検討させていただきたいと思っておりますので、この結果を待っていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、2番 湯山宏一君。

○2番（湯山宏一君） 私は、第4次小山町総合計画と町長のマニフェストとの整合性について質問いたします。

このほど、小山町は、第4次小山町総合計画をまとめました。本計画は、中長期的視野に立ち、計画的かつ安定的な行政運営を行っていくための、新たな総合計画として策定されたものであり、これからのまちの10年間の政策を推進するための基本となる計画であります。

質問に当たり、最初に、第4次小山町総合計画、以下、本計画と略称します、の概要と経過について触れ、次に、町長のマニフェストの概要について触れます。その上で、本計画と町長のマニフェストとの整合性について質問させていただきます。

まず最初に、本計画の概要についてであります。

計画では、まちづくりの目標として、10年後の姿を「富士をのぞむ 活気あふれる 交流の町おやま」とし、基本理念として、自主自立、健体康心、協働・共創を挙げました。

将来指標として、人口は、平成32年において2万人と設定しました。

次に、総合計画の構成は、基本構想の期間は10年間。基本計画の期間は、前期5年と後期5年からなる。実施計画の期間は3年間で、年度ごとのローリング方式とするの3項目により構成されております。

基本目標としては、「便利で快適なまち」、「安心・安全なまち」、「いきいきとしたまち」、広域行政・行財政運営・協働、以上の4項目があり、さらに、この目標を達成するために、35項目の基本施策からできております。

また、重点施策としては、定住促進、活気・交流、顔の見える関係づくりの3つのプロジェクトが挙げられております。

次に、計画策定までの経緯について述べます。

本計画は、多くの町民の総意を取り入れるために、次のような経緯を経て原案がつくられ、策定されました。

平成20年の年末に、町民へのアンケート調査が実施され、小学5年生と中学2年生による作文の提出、町内の中学生14名による未来会議の開催、町内の4地区において2回にわたり懇談会を開催し、さらに、町民企画委員会による8回にわたる会議を経て原案が作成され、審議会におい

て7回の会議を行い、町長に答申されました。最終的には、3月の定例議会において全員賛成で可決されたものであります。

次に、町長のマニフェストについてであります。

込山正秀町長のマニフェストは、「金太郎大作戦」の表題を掲げ、金太郎のような元気ある小山町をつくるとして、3つの挑戦と10の戦略で構成されております。

すなわち、挑戦1、希望と活力あふれるまちづくりへの挑戦と、これを構成する4つの戦略。挑戦2、くらし満足度向上への挑戦と、これを構成する4つの戦略。挑戦3、町民主役の小山への挑戦と、これを構成する2つの戦略。以上、10の戦略は、合計40項目の具体的な施策からなっており、それぞれに実施時期が明記されております。

さて、第4次小山町総合計画と込山正秀町長のマニフェストは、おおよその部分で一致していると思われませんが、マニフェストでは、例えば、新たに「金太郎計画2020（仮称）」をつくり、町の総合計画に取り組み、町政運営の基本とする。あるいは、近隣市町との合併の可能性の検討など、小山町総合計画と乖離していると思われる点も見受けられます。

ところで、総合計画では、町長選におけるマニフェストなどによる施策の転換は、町民との協働の成果である総合計画の重要性を考慮し、必要な場合には、総合計画策定に準じた手続をもって総合計画の見直しを行うものとするとしております。

そこで、町長に、次の点についてお伺いします。

込山町長は、先に発表された御自分のマニフェストと第4次小山町総合計画とを、今後の町政の展開において、どのように整合させていくおつもりか、所信をお伺いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山宏一議員にお答えをいたします。

第4次総合計画と町長のマニフェストの整合性についてであります。

第4次小山町総合計画の策定においては、議員御承知のとおり、町民との協働を基本とし、町民企画会議や地区懇談会、中学生未来会議など幅広く町民の意見を集め、町民の総力を挙げて策定したところであります。その中で、将来像を「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」とし、町民・企業等の民間団体・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働して活気あるまちづくりを進めていこうと、この4月からスタートいたしております。

また、議員御指摘のとおり、必要な場合には、総合計画策定に準じた手続をもって、総合計画の見直しを行うものとするとも明記されております。

一方、選挙期間中に訴えてまいりました私のマニフェストについては、先の臨時議会において所信を表明したとおり、ある種の閉塞感が漂っている小山町をいかに元気にするのか。金太郎のような元気のある小山町をつくるために何をすべきか。そのための提言として、3つの挑戦と10の戦略を掲げました。これらこそが、今後の私の理念、基本方針であります。

以上を踏まえまして、総合計画とマニフェストとの整合性についてお答えをいたします。

まず、第4次小山町総合計画は町民の総力を挙げて策定され、議会においても全員賛成で可決されたことは、議員御指摘のとおりであります。

また、私も、先の町長選挙において、このマニフェストの実現を公約に掲げ、町民の皆様の信託を得ることができました。したがって、総合計画とマニフェストの間に、決定的に大きな違いがあることはないと理解をいたしております。

基本的に、このような考えであります。具体的な展開方法も述べたいと思います。

具体的に整合性の確認を行う手法についてであります。第4次小山町総合計画は、基本構想、基本計画が定められたところであり、総合計画を推進する上で、実際に予算と連動した実施計画を策定するところでもあります。したがって、来年度以降の施策の具体的な計画となる、まだ策定されていない実施計画を早急に定める必要があることから、その策定シートについて再構成するよう、担当に指示をしております。

詳細については検討中ではありますが、実施計画策定シートには、事業の根拠、内容はもちろん、進行管理のための工程表、後の評価に対応するための目標値、町民の方をはじめとする行政以外からの意見などの項目を設けるとともに、総合計画の基本計画上の位置づけと、マニフェストに掲げた戦略及び個々の取り組みとのチェック項目を設け、具体的に整合性の確認を行うことを考えております。

このような具体的な作業を行うことにより、目に見える形で総合計画とマニフェストとの関係を示すこととし、評価をいただきたいと考えております。

その結果として、第4次小山町総合計画の見直しが必要であるとの結論に至ったときは、手続にのっとり見直しを行うことになるかと理解をしております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時03分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 湯山鉄夫君。

○8番（湯山鉄夫君） 通告により、2目を主題として質問させていただきます。

込山町長の町政に対する包括的な方針、所信について、初議会でありますので、多項目の伺いについて、恐縮でございますが、御答弁願います。

町長と一問一答方式にて直接質疑応答の論議を交わしたいところではありますが、町長は町の閉塞状況からして、小山町を元気なまちづくりを提唱され、将来的展望を開き、希望ある町を構築していくことにはだれも異論なく、大いに賛同し、期待をするところでもあります。

町が元気になるためには、町を元気にするためには、まず、町内の各産業が栄え、経済活動が

能動的でなければなりません。

よって、主題1、町内各産業振興と活性化の施策について質問します。

我が国の経済は、リーマンショック後、国民総生産の世界ランクづけは中国にリードされ、3位になり、国内生産は増加傾向になり、経済活動も上昇基調となっていた矢先、本年3月11日、午後、14時46分、数百年に一度と言われるような地震が、三陸海岸沖より最大の地震が発生し、マグニチュード9の地震は津波を発生し、さらに福島県東電原子力発電所の破壊に伴う放射能対応等々、地域住民は多重の悲劇、悲惨さに耐えています。被災者の皆様には、今後、長期にわたる苦難の道、苦闘な生活を乗り越えてほしいと願うのみであります。

この東日本大震災は、国の経済産業にも甚大な被害であります。復旧復興は莫大な費用と時間を要します。このことにより、国内の経済はどう変化し、産業活動は復活するのか、予想がつかないのが現況であります。

さらに、電力消費量一律15%削減もまた、経済、産業や生産活動に、国民生活に、リスクとなり、マイナス効果になります。景気上昇は当分の間、期待できないのが状況であります。

このような経済情勢に、我が町の地域経済対策は何をすべきか。打つ手がないまま、現状のまま推移するならば、町はまさしく後退、衰退の方向が加速されます。少しずつでも上昇させる、右上がりに進まなければなりません。

質問項目イ、町の商業振興、商店街の活性化を図る施策についてであります。

町の経済活動を積極的に伸長させる、商業活動を好転させる試案や名案なり、即効的な施策は大変困難に思います。町の地域経済は、町民自身が築くことではありますが、失礼ながら、商店街は活気活力に乏しく、シャッターがあかない店舗が見受けられ、寂しさを感じます。シャッターをあける策は存在しないのか。町が栄えるには、経済活動に活力がなければ、町民生活も町の行財政も進展しない。ものを売る、買う、売買商行為、これは町内、町外での消費は最小限に、消費者と町民が相互に連携協調し、消費者町民の要望に商業者自身がこたえる。町民の生活物資は町内事業者が提供し、賄う、その努力に消費者も、これにこたえる。このような精神が大切ではないでしょうか。

短期的な方策には、ポイント制度、カードシステム、商品券方式、地元産の商品開発、店舗改装費等、地域経済の振興手段はありまじょうが、内需拡大策には行政が牽引する支援、指導的役割が必要であります。商業活動の活性化をすることにより、町は元気になります。

また、長期的見地からして、将来的な構想発想として、商業を存続、発展させるためには、例えば、小山地区現3つの商業区域を再開発事業、または区画整理事業により、現在の構造を整理統合し、一つにまとめて集約した商業ゾーン、商業モール等の施策に大胆な政策が必要と考えます。

商業活性化への新たな施策について、お伺いします。

項目ロ、工場企業の立地に向けての誘致対策についてであります。

各市町では工業団地を造成し、会社企業の誘致に努めています。担当職員を配置して、セールス活動を展開しても、企業誘致の実現は難しく、固定資産税は免除、販売価格は原価割れ等の立地のための優遇措置を付して売り込みに努力されても、企業側の設備投資は国内での企業拡張より、むしろ海外へ進出をしているという、町内企業においても、国の経済政策が定まらない状況に、東日本大震災は生産関係にマイナス影響が生じていると聞いています。産業活動が低迷停滞しますと、雇用関係から、町民生活、町の財政にも厳しさが増してきます。

町内の企業には、すばらしい能力、優秀な技術、知識経験を有している会社があります。そうしたことに、町としては積極的にPRなり企業情報は公開し、町民に知らしめる必要があります。町民には町内にどんな会社があるのか、会社の名を知る者は決して多くない。各企業の皆様にも、町民の一員として、双方が温かく交流を図ることです。

我が町における企業の受け入れ体制はどうか。積極的な状況にないのです。町を元気にするためには、既存の都市計画の実行、住宅団地、工業団地等々の開発行為が必要であります。将来に向けて、中期長期的を見越し、企業の立地拡大の方向を定めることです。

企業立地誘致政策についてお伺いします。

項目ハ、農業生産拡大に向けて、畑作物推進についてです。

昭和40年代より耕運機が登場して以来、農業生産は機械化が急速に発展してきました。それとあわせて、専業農家であった農業者は、勤労者として給与生活に移動が進み、農家は兼業農家、本来の農業は副業になり、今、専業農家はごく少なく、数えるほどであります。

従来農業の根幹は水稲で、水田農業が主体になり、過去、減反、転作の変遷を経過してまいりました。特に我が町におきましては、込山県議の先達で、中山間地域総合整備事業の圃場整備事業ははかり知れない経済効果があり、成果であります。地権者にとってはこの上ない作業能率の向上、生産性の向上に大きな有益な事業でありました。引き続き、第2次中山間金時足柄地域の圃場整備の推進をお願いします。

本年、台風の災害の復旧ができないために休耕せざるを得ない農家が多々あります。残念ですが、理解と協力をいただきたいと思うわけです。

我が町での食料の自給率における米は、面積、収量からして100%以上、それ以外の食材は、穀物はゼロに等しい、野菜類は20%を切っているのではないかと。地場産品、地産地消を云々し、取り組みをしてきましたが、地元の農産物生産供給増産体制は進んでいない。生産不足の状況であります。

本年4月には、道の駅「すばしり」が開業しましたが、生鮮食材、野菜類の品目提供は、全く需要にこたえていない。需要と供給のアンバランスが価格に反応し、消費者から信用を失い、拒絶されることとなります。

しからは、供給を増やすには、畑作も強化しなければなりません。つくる場所、つくる人、つくる施設が必要であります。

かつて、町内は相当な面積の畑がありましたが、ゴルフ場開場により、畑作地がゴルフ場に提供され、畑作地は極端に減少した。水田の減反政策により、生鮮野菜づくりにも、ここで野菜は減少しました。

我が町の生鮮野菜の自給率の向上、2つの道の駅へ継続的食材の安定供給確保には、生産者の育成を図ることです。栽培意欲ある人には、土地、畑作のあっせん紹介、休耕地、放棄地の畑作利用、ビニールハウス、農業施設への支援など、畑作に対する必要性、重要性を認識し、町民の食料と食材を確保するは、行政の務めであると考えます。

畑作農業の充実についてお伺いします。

項目二、観光事業の強化発展させる政策についてであります。

どこの市町でも、交流人口を増加させる、我が町を訪れてください、我が町を満喫してほしい、町の経済に寄与されたいと関係者は願っています。前高橋町長は金時山、富士山五合目の間、43キロのうちに、特に丹沢山系に通ずる富士箱根トレイルロードを整備したことにより、ハイカー、ウォーカーには大変な人気を博しています。

通過人口と、町内に滞留人口の増加を考えれば、経済効果は大きくならない。当然のこと、観光客を呼ぶ、招くことは、消費行為を期待するわけではありますが、町内には名所旧跡は多々あるにもかかわらず、インパクトが弱い。お客様を引きとめる施設なり、特徴的な場がない。富士スピードウェイ、富士霊園、2つの道駅に頼るわけにはいかない。富士登山、金時山の登頂にも、地元から対処も進展していない。

年間行われる各種のイベント事業も大切であります、観光事業との整合性に苦しい感があります。客を呼ぶ、招くには、受け入れ体制がなければならぬ。観光産業が町経済の一翼を担うとするならば、観光事業者だけの観光でなく、観光客に対する町民の理解協力、もてなしの心が必要であります。町民と密着した観光事業の環境づくり、温かい町民の心を、第三者、旅行者が認知されるならば、観光事業は開けていくものと信じます。

特に、町の自動車交通体系では、南北、横の線は強く、東西、縦の線が弱いという、将来的見地から、受け入れ体制の強化には、JR 2つの駅構内の整備や、足柄サービスエリアのスマートインターの設置にも、誘客への門戸を広げる。さらに、新東名とのジョイント等に、新たな交通体系により、観光の構想、観光資源が生まれてくると考えます。

今後の町の観光事業の発展について、お伺いをいたします。

次に、主題2、町を囲む連山に於ける治山治水対策について質問します。

昨年9月8日、台風9号による突然突如として、未曾有の想定外の豪雨による災害が発生しました。山崩れによる河川のはんらん、崩壊等々、甚大なる状況を見たとき、悲哀を感じつつも、復旧復興には容易ならぬ事態を予想しましたが、関係者の御尽力により局地激甚災害の指定を受けたことにより、復旧工事も進んできました。さらに、優先した復旧復興を図り、内外から寄せられた多くの物心両面での支援と激励の言葉に、おかげさまで復旧復興ができましたとおこたえ



できる日を待っています。

しかし、復旧工事は進んだとしても、その後は安全かという、不安は依然としてありというのであります。自然の猛威に予測がつかない。地震や同量の雨量には山津波が発生する危険が多分にある。危険感はある。さらなる治山治水対策が不可欠の由、山々の状況を把握すべく、地質地形調査、山岳地の点検踏査し、事後の対策への取り組みを進めることであります。

項目A、今後の災害防止対策についてであります。

この災害を契機として、教訓として、新たな自主防災対策の強化充実が必要と考えます。まず、各地区で集落ごとの自主的な防災対策を検討し、協議し、現況を考えて取り組み、防災マップ、マニュアル作成をするなど、最小単位の各自治会ごとに自主防災組織を編成する。地域住民は、自主的に自分たちで地域の安全を確保すること。共通の認識として共有する。

我が町での災害、東日本大震災による自主防災の役割実績は大であります。役員が人を救うために自分が犠牲になったことは、まことに悲しく思うわけであります。対策にはきめ細かい内容の組み入れが要求されています。各地区ごとにワークショップを開催するなど、甚大な被害を経験した町として、山崩れ、風水害、洪水、地震、噴火等、自然災害の対策に、さらなる防災組織の編成、防災体制の整備に向けて、災害に強いまちづくりを目指した新たな取り組みが必要に思います。

自主防災組織の強化の進め方について、いかがお考えでしょうか。

項目B、科学的機器の設置による防災対応についてであります。

昨年9月8日、台風9号による気象学的見地から、子細の分析解析が必要であります。気象庁の職員も現地調査に見えましたが、その原因結果は聞いていません。自然災害対策には、科学的情報が必要不可欠であります。台風の災害には、雨量計の設置が対策の判断となった。刻々変化する気象状況に、物理的対策が欠かせない。かつて百葉箱が各地に設置されましたが、今はありません。町内各地ごとに雨量計や風速計、主要河川には水量水位計、さらに地震計などが必要の導入し、設置をする。

このことは、災害防止上、考慮すべき課題と思いますが、いかがお考えでしょうか。

項目C、防災堰堤設置の必要性についてであります。

水害の最大発生原因は、山から流れ落ちる流木であります。安全なまちづくりは、治山治水対策がなければ、町民の生命財産は守れない。込山県議、当時御尽力により、町内の各地の山間地、砂防堰堤、大小ダムの設置がされました。特に足柄山は砂防指定地にて堰堤が増設され、金時林道下には大型ダムが設置されました。町の外側の連山は、自然災害発生の危険性があります。仮にもしも足柄山に台風9号と同量の雨量が降ったとするならば、湯船や柳島と同じような災害が発生することが予想されます。山を背負っている地域住民の安全確保には、砂防堰堤による上からの土砂を、流木を防ぐことであります。自然災害の恐怖と戦いは、治山治水の次第であります。

町を囲む連山は、緑滴る森林であります。森であります。豊かな森は、人類をはじめ、生物の

命の源であります。人は、この森を守らなければなりません。山と森を共生するためには、引き続き、人の手で森を擁護整備する努力をしなければなりません。放置することなく、山を守る、森を、森林を守ることが自然災害の防止につながることを考えます。

災害防災堰堤の必要性と、森林の擁護について、いかがお考えでしょうか、お伺いします。

以上、込山町長に多くの質問を提起しました。町長の基本的な考え、将来的方向性について御答弁をいただき、込山町長の手腕に、町民とともに期待をしたいと思います。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

初めに、商業の振興、商店街の活性化を図る施策についてであります。

第4次小山町総合計画にありますように、にぎわいのある商業の振興を目指していきたいと考えており、その施策の方向として、1、商店街のにぎわいの創出、2、経営の近代化、3、ここにしかないニーズの把握と商業サービスの開発、4、いつでも・どこでも情報のネットワーク化による多様なサービスの拡大、5、企業活動の支援、以上を柱に取り組んでまいります。

さらには、商工会と連携し、職員が企業や店舗を訪問、経営相談をするなど、スピード感を持ち、取り組んでいきます。また、富士スピードウェイや富士霊園のイベントをはじめ、各種イベントに町内商工業者がかかわれるよう取り組むとともに、農商工連携を支援し、6次産業の推進を図ってまいりたいと考えております。

現時点の取り組みとしましては、まずフィルムコミッション事業の拡充を考えております。平成14年から昨年度までで、撮影協力本数は815本を数え、スタッフの食事や宿泊、ロケセットの建設及び解体工事など、多種多様な業者が取引が発生し、累積で約8億円の経済効果がありました。今後も、豊かな自然や既存の施設を最大限に活用しつつ、積極的にロケの誘致を推進し、町内商工業者の振興に取り組んでまいります。

また、今年度、緊急経済対策住宅建設等補助事業として、小山町商工会を通じ、住宅の新築・修繕・リフォーム等に対する補助を実施しております。6月1日現在で、申請件数36件、補助金申請額864万円となっており、好調に進んでおります。

この補助金は、商工会の要望のもと、予算額2,000万円の全額を商品券として支給することとしており、商品券の利活用により、町内業者での消費拡大につながることを期待するものであります。

現在、工事施工の加盟業者は69社、商品券を使用できる加盟店は217店で、今後も増加が見込まれますが、今年度の利用動向を分析し、商工会と調整を図りながら、事業を充実してまいりたいと考えます。

また、商工会、農業者、婦人会連合会などの皆様がメンバーとなり、生産・流通・消費の町内ネットワーク強化を図る団体として組織された農商工連携協議会と町との共催事業として、この

6月から移動マーケット事業「ツキイチおやま」を企画しております。これは、町の旬の農産物をはじめ、地元商店の商品を一堂に会し、ショッピングモールのような感覚で御来場いただける場として、町内の各施設を会場に、臨時のマーケットを月に1回開催する計画で、ほかのイベントとの相乗効果を図りつつ、各商店の魅力を発信し、恒常的な商業振興を図ることをねらいとしております。

さらには、去る3月の東日本大震災及び計画停電の影響により経営状況が悪化した中小企業者に対する融資制度として、東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定制度が5月16日よりスタートしました。これは、通常の中小企業者への制度融資枠に加え、災害の影響による収益源について、無担保の融資枠を拡大するものであります。こうした制度の利活用については、金融機関等と連携して周知を図り、町内商工業者の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、工場・企業立地に向けての誘致対策についてであります。

本町の企業立地に関する立地条件は、首都圏から90キロ圏内という交通の利便性や、雄大な富士を望む、その立地環境から、近隣の自治体と比較して、決して劣るものではないと考えております。

しかしながら、現在の町内における企業立地の状況は、富士小山工業団地の幾つかの企業で、生産部門を町外に移すなど、労働人口は減少傾向にあります。また、駿河小山駅前の富士紡ホールディングス株式会社が所有する工場跡地が有効に活用されていないことや、須走の株式会社東海が工場を閉鎖したことなど、企業誘致に関しては早急に取り組まなければならない課題であると考えております。

まずは、こうした状況を少しでも変えていくために、去る6月3日には、私自身が幾つかの企業に出向き、状況の改善に向け、行動を開始いたしました。また、静岡県東京事務所と連携し、町内の工場立地が可能な閉鎖施設の情報を提供することで、企業の引き合いに結びつけてまいりたいと考えております。既に担当課には、町内の企業を定期的に訪問させ、情報の共有を図りながら、企業のニーズを的確に把握するよう指示いたしました。

現在、町内には工業団地の造成計画などはありませんので、当面はこうした既存工場跡地の有効活用を優先した企業誘致を進め、町内企業の空洞化に歯どめをかけていきたいと考えております。

また、インフラ整備として、県道山中湖小山線の国道246号への接続が平成24年度末に完了することに加え、今後着工される新東名高速道路に設置が予定されるパーキングエリア、側道の整備に取り組んでまいります。さらには、東名高速道路の足柄サービスエリアへのスマートインター設置につきましても、精力的に関係機関に働きかけてまいります。

こうした交通基盤整備にも、積極的に取り組むことなど、町内に優良な企業が立地しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業生産拡大に向けての畑作物推進策についてであります。

町内には、現在、道の駅「ふじおやま」と、この4月にオープンいたしました道の駅「すばしり」に農産物直売所が設置され、生産者と消費者の触れ合いの場として、また安心できる農産物の販売により、地域農業の活性化を推進するため、地元農家に栽培技術、加工技術の向上に努めていただいております。

道の駅「ふじおやま」での農産物出荷組合の平成21年度の売上金は、約1億6,000万円、翌平成22年度には1億7,000万円と、前年度を上回る売上となりました。会員数ですが、オープン時には94名でありましたが、現在は109名となっております。

客層につきましては、町外の方が8割以上であり、新鮮でよい野菜があるという口コミによる評判で、午前中にほとんど売り切れとなっております。出荷物の搬入時間が午後1時までで、売れ残った品物は、当日引き取りに行かなければならないということや、その品物は、翌日出荷ができないなどの制限があることから、午後の追加搬入がほとんどされていないため、午後は品切れ状態にあります。

また、道の駅「すばしり」での農産物出荷組合の会員は、現在22名で構成されております。小山産コシヒカリや、もち、シイタケ、サンショウの生葉などが出荷されておりますが、生産地からの搬入が遠方となることから、出荷量が品薄のため、ほかの市町のものや他県の野菜などが販売されている状況であります。

小山町は、もとより水稲単作地域で、野菜の商品化には積極的な取り組みがなされてきませんでした。今後は、その気候に合った野菜栽培の体系を確立させ、各道の駅を利用した農業の活性化、農業経営の安定に向けて取り組んでまいります。また、農業の6次産業化等も視野に入れ、認定農業者や農業法人、そして意欲ある農家の皆様に各幅広く有効活用していただくよう、関係機関と連携を図りつつ、生産拡大の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光事業の強化発展させる施策についてであります。

先の臨時議会で、観光政策についての戦略を述べさせていただいております。町内には、日本のシンボルである富士山と金太郎をはじめ、観光イベントの拠点となる富士スピードウェイや富士霊園などの施設、情報発信の拠点となる2つの道の駅など、観光立町を目指すための資源が豊富にあります。これらの地域資源や交通利便性を生かし、将来に向けて、さらなる誘客促進と、他の地域との交流・連携、さらには国際的な交流・観光促進のため、行政の責務、町民・各種団体の責務、観光事業者の責務など、明確化した観光推進条例を策定し、町を挙げて観光に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

次に、町を囲む連山に於ける治山治水事業について、お答えをいたしたいと思っております。

今後の災害防止対策についてでございます。

小山町は西に富士山、北側に籠坂峠から三国山、明神峠を経由して不老山まで続く、通称三国山系と、東側には足柄峠から金時山へと連なる箱根山系に囲まれております。

昨年の台風9号におきましては、この三国山系に降り注いだ雨が山腹崩壊を引き起こし、大量の土砂や流木を下流に押し流しました。結果として、各河川はその流下能力をはるかに超え、護岸や道路、橋梁が決壊し、流域の農地や水路にも甚大な被害をもたらしました。

今後の災害防止対策ですが、まずは災害復旧事業の早期完成であります。今回の災害で被災を受けた砂防施設、治山施設などを速やかに復旧し、これらの施設が発揮していた機能を早期に取り戻すことが肝要であります。現在、県の土木事務所におきまして、緊急砂防工事や急傾斜地崩壊防止対策工事を、また、農林事務所では緊急治山工事が急ピッチで進められ、機能回復を目指しております。

次に、災害に強い森林整備を進めていくことが必要であります。

小山町は、その町域が中山間地域であり、その大半を占める山林は、火山灰土で浸食されやすい土壌と、起伏に富んだ地形で、山地崩壊が起きやすい状況になっております。このため、山地からの災害を防止することが重要となります。

町内の戦後植林した人工林は、ほとんど手が入っていないため、過密な状態で下草も茂らず、樹木の幹は細く、根は発育不良となるなど、保水能力は著しく低下しております。降雨の際には、表流水として地表を浸食するなど、森林の持つ多面的機能が十分に発揮されていない状況であります。こうしたことから、町といたしましても、森林所有者の理解を得ながら、施業地の集約化によって路網の整備などを図り、利用間伐を促し、適正な森林管理ができるよう、森林整備を促進してまいりたいと考えております。

また、台風などによる山地の倒木につきましては、今後、降雨による被害を最小限に食いとめるため、緊急雇用創出事業で対応することや、この6月から、静岡県より職員の派遣をしていただき、集約化等、森林整備の促進を図るための予算を、今回の補正予算にて上程させていただいております。

次に、科学的機器類の設置による防災対応についてであります。

現在、地すべり観測システム等を使用し、地すべりの予測をしている地域や事例がございますが、これらのシステムや機器の導入が、小山町の状況に適切かどうかを検証する必要があります。また、地震予測と同様に、地すべり等を観測しても、その発生を食いとめる方法がないため、住民の避難等は可能ですが、防災対策の決定打となり得るかどうか、疑問も残ります。いずれにいたしましても、今後、科学的機器類及びシステムについて研究し、その導入の可否を調べてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の砂防堰堤設置の必要性であります。

砂防堰堤は、上流から流れ下ってくる土砂を受けとめ、たまった土砂を少しずつ安全に流すことにより、被害を防止するものであります。それに対して、治山堰堤は、一般的には砂防堰堤の上流部に設置し、山腹や溪流の河床と勾配を安定させることにより、縦・横の浸食の防止及び崩壊地の拡大防止、不安定土砂の固定といった機能を持っており、砂防堰堤と治山堰堤はそれぞれ

の機能を果たすため、設置するものであります。

町内では、現在、静岡県によって下流域の被害防止を図るため、野沢川、柳島川、湯船川、奥の沢川、上野川の5河川において、緊急砂防事業により砂防堰堤の新設やかさ上げが実施されるとともに、治山事業では、大御神ガラン沢、生土東沢など15か所について、公共治山、県単県営治山で整備を進めていただいておりますので、住民の生命及び財産、安全の向上に図られるものと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） 私は、光ファイバー通信網の整備について質問させていただきます。

昨年の6月議会の通告質問時において、光デジタル回線ネットワークの町内施設網計画について伺っておりますが、私の町の将来性を考えている気持ちと当局側のお気持ちには、スピード感において大きな違いがあるのではないかと感じております。

そこで、本日は、当局側や議員の方々にも理解をしていただきたいと、光ファイバーの優位性や用語を理解していただきたく、専門用語を駆使しながら質問をさせていただきます。

近年では、道路、電気、水道などの社会資本整備の中に、フレッツ光などの光ファイバー通信網の整備が必須条件になっています。

ところで、光ファイバーとは、Optical fiberといい、光通信に用いられる導波路、光を導く繊維という意味であります。光信号が伝搬する中心部のコアと呼ばれる部分と、その周辺を覆う同心円状のクラッドと呼ばれる部分の2種類の透明な誘電体、ガラスまたはプラスチックでできています。そういうものから構成されています。コアの屈折率をクラッドのそれよりもほんの少し、0.1から1%程度大きくすることにより、コアとクラッドの境界での全反射現象を利用して、コア内部に光を閉じ込めて、光信号を遠方に伝える仕組みになっています。

材料による分類ですが、使用される誘電体の材料によって、光ファイバーは、石英を主体とした石英光ファイバー、窓ガラスと同様な複数の成分を含むガラスを用いる多成分光ファイバー及び透明度の高いプラスチックを用いる光ファイバーの3種類に分類されます。

このうち、損失が最も低く、伝送特性もすぐれているのは石英光ファイバーであることから、光通信用として広く使われています。外形は125ミクロンに統一されており、髪の毛ほどの細さです。光を伝えるコアの径は数ミクロンから数十ミクロンとさらに細くなっています。

多成分光ファイバーは、石英光ファイバーのように低損失を実現できないので、通信用ほど低い損失を必要としない用途に限られています。

また、プラスチック光ファイバーは、損失が非常に大きいので、数十メートルから数百メートルという短距離の伝送に限られますが、大口径化による取り扱いやすさ、例えば接続が簡単、曲げがきつくても折れにくいなどから、室内の装置間の配線や自動車内のワイヤーハーネス、つまり配線などに使用されています。

次に、光の伝わり方による分類もできます。光ファイバーの光の伝わり方によって、シングルモード型とマルチモード型に大別できます。

シングルモード型の光ファイバーは、コアの径が数ミクロンと極めて細いもので、このような細径のコアにおいて、光信号はただ1つの伝搬モード、光の伝わり方しか持たないため、非常にすぐれた伝送が可能です。

マルチモード型は、コアの径が数十ミクロンの大きいものであり、伝搬モードが非常に多く存在するものです。そのため、光信号が乱れやすく、長距離通信には適していませんが、コアの径が大きいので、コネクタなどの部品が安価にできるため、LANなどの構内用として使われることが多いといえます。

高度情報社会に必要とされる大量の情報を、経済的に伝達・通信・処理できる通信システムのことを高度情報通信システムといい、Information Network Systemが正式名称です。現在のNTTが1981年に基本構想を明らかにしたもので、この英語の頭文字を取ってINSと呼んだものです。

社会での情報の利用形態の多様化に伴い、通信の内容は、従来の音声、記号によるものから、画像から数値情報を含めたものに、通信の主体は、従来の人対人によるものから、人対機械、さらに機械対機械を含めたものにまで拡大されてきています。このため、通信網を従来のアナログ主体のものからデジタル主体のものに変え、大量情報の高速伝達と伝送経費の低減を図るとともに、利用されやすいサービスを提供する必要があります。

INSは、この要求にこたえ、デジタル通信網を構築することによって、次のような効果を上げています。

1として、デジタル化によって伝送できる情報量を飛躍的に増大させ、長距離伝送を行う場合でも、通信品質の劣化を少なくできるメリットがあります。

2番目として、電話網をデジタル化することによって、電話網とは別につくられているデジタルデータ回線を統合することができ、システムの一体化が図れるメリットがあります。

3番目に、データ通信やファクシミリ通信などには伝送速度、紙の大きさ、伝送手段など、多種多様な端末が混在していますが、こうした相違もデジタル化によって、1加入で複数の端末が使用でき、どの端末を利用しても相互に通信できるようになります。また、コンピューターとの情報交換も容易になり、通信と情報処理の一体化が図れるなどのメリットがあります。

4番として、デジタル量の基本であるビットで料金が計算できるので、利用形態相互間に矛盾なく、料金を一元化できるというメリットがあります。

INSによって提供されるサービスとして、デジタル通信網を利用する利点は、通信品質の劣化は符合誤りに限られ、アナログ伝送のように、伝送距離に比例して増加する雑音による劣化が生じないことにあります。このため、電話についても伝送品質が向上するメリットがあります。さらに、中継伝送路及び交換機のデジタル化に伴って、交換機とのインターフェースにアナログ・

デジタル変換を行う必要はなくなり、経済的になるというメリットがあります。

I N Sサービスには、送る情報や相手の通信機器に応じて、アナログ電話に対応できる通信モード、デジタル通信モード、既存の packets 網とも通信可能な packets 通信モードの 3 モードをその都度選んで使用できるので、次のような多彩な利用法が展開できるのです。

まず、フレックスホンなどの多機能電話や高速ファクシミリが使用できるようになります。

2 回線分利用していることから、同時に 2 台分の情報端末を接続できるので、家庭でも電話とインターネットを同時に使用でき、インターネットのみでは最高 128 キロビットの高速通信が可能になります。もちろん、信号チャンネルを使用した packets 通信も可能であります。

また、遠隔地の LAN 間通信には、インパスマックスというターミナルアダプターを使用して、複数束ねることができるので、使用ネットに応じて、毎秒 128 キロビットまたは 3 メガビットまでの高速通信ができるのです。

P O S システムに packets 通信が利用できることで、多店舗の売り上げ、仕入れ情報をリアルタイムで集中管理することができます。

遠隔地の店舗や工場、現場、銀行等金融機関のキャッシュコーナーなどに設置した数台の監視カメラを切り替えて使用できるメリットがあります。

高品質の画像や音声を送れるので、電子印刷の転送が可能で、即応する通信カラオケが楽しめるようになります。

電話やファクシミリ、インターネット、パソコン通信などの多彩なメディアを同時に扱えるので、ホームオフィスが構築できるようになります。さらに、遠隔地との LAN 間接続や他のホームオフィスから接続するリモートアクセス、公衆電話からのデータ伝送も可能となります。

次に、I S D N について申し上げます。

統合サービスデジタル網、Integrated Service Digital Network の略です。サービス統合デジタル網、業務統合デジタル網とも言います。デジタル技術によって、大容量伝送を可能にしたネットワークのことで、電話、データ通信、ファクシミリなど、従来はばらばらに建設されていた電気通信網を、光ファイバーケーブルや通信衛星を用いて統合し、顧客に提供するシステムのことです。

県の資料によりますと、超高速・大容量の情報伝達を可能とする光ファイバー等の情報通信網は、今や将来に向けた重要な社会インフラとなっているが、整備を行う事業者は、採算性の面から、条件不利地域の整備に消極的であり、県内に地域格差が生じている。このため、平成 20 年度から、県と市町の協働による補助事業を実施し、それらの地域の整備を促進しているとあります。

県の施策として、過疎地域、辺地等及びその他条件不利地域での光ファイバー網を整備する民間業者に助成する市町等に対し、「光ファイバー網整備推進事業」として助成を実施するとあります。また、あらゆる機会をとらえて、整備の重要性と積極的な事業の推進を呼びかけるともあります。



整備計画の策定の促進。35市町中11市町が未策定とあります。このデータは平成21年度のものですので、今はどうなっているのか、伺います。

地域情報化コーディネーターの派遣等により、県内各地での光ファイバー網整備への理解と活用を促進するとありますが、コーディネーターの派遣の要請は今までにされましたか、それについて伺います。

また、第4次小山町総合計画を見ましても、14ページに、「いつでも、どこでも、誰でもが簡単に情報の受信・発信が可能となるネットワーク社会の実現に向けて、光ファイバー通信網を整備し、町民生活の利便性の向上、産業の活性化、行政サービスの向上を図ることが求められています」。

また、51ページの基本計画の中に、4 施策の方向、(7) 情報通信基盤の環境整備と利用推進として、「①利便性の向上や産業の活性化を図るため、光ファイバー網などの情報通信基盤の整備を進めます。②町の広報により利用方法などの情報を提供し、インターネット利用率を高めていきます」。5 主要事業の中の、地域情報通信基盤整備事業として、「光ファイバー通信サービスが利用できない小山地区、足柄地区、北郷地区の光ファイバー整備に取り組む」。6 互いに取り組む協働の姿(町民・事業所・地域・行政)の中では、「光ファイバー普及整備への支援と協力に取り組みます」とあります。

また、総合計画、第2部基本構想、第3章施策の大綱には、「便利で快適なまち」、「安心・安全なまち」、「いきいきとしたまち」、「計画の推進のために」とあります。まず、光通信網の整備をすることで、この大綱を着実に進めていくことができるのではないかと、私は考えました。

小山町はNTT西日本の領域に入ることから、既に光ファイバーが敷設されている陸上自衛隊富士学校のある須走地区を除いて、いまだに整備の予定すらありません。NTT東日本では、隣の山北町までというか、静岡県境まで、フレッツ光の通信網が整備されています。

込山町長のマニフェストにも、「高度な情報網の整備と活用により、効率の良い連携を図ります。町内に光ファイバーを整備することにより、それを活用した住民と行政の連携を図ります。4年以内」と書かれています。

県の資料によりますと、光ファイバー網によるブロードバンドサービスを提供するために必要となる施設のうち、センター施設から分岐装置等、加入者宅への引き込み線の直前に設置するものまでの、加入者系伝送路の施設整備に要する経費が補助対象経費となっていることは御承知だと思います。

補助対象施設としては、センター施設及び当該施設に収容する施設。光電変換装置、局内光終端装置、OLT等。送受信装置、ルータ、L2・L3スイッチ、ケーブルモデム等。管理測定装置、ネットワーク監視装置等。電源供給装置、受電設備、電源設備等。線路設備として、光ファイバーケーブル、中継装置、電柱、鉄塔、管路、増幅器等。分岐装置として、スプリッタ等、無線アクセス装置として、アクセスポイント装置等。その他光ファイバー網整備に必要な施設とな

っています。

現代社会での情報の利用形態の多様化に伴い、光通信網は、インターネットを中心に、多くの情報を早く送受信できることはもちろん、IP電話や、留守のときも安心なセキュリティーサービスなど、たくさんのサービスが受けられます。会社は、遠隔地の工場、現場、店舗といったところと瞬時にテレビ電話やテレビ会議ができるので、効率が上がっています。これからは、自分の主治医とつながった医療サービスも行われようとしていますし、重病患者のデータを、大病院や大学病院へ送って、指示を仰いだり、手術を遠隔操作でもらったりと、今までには考えられなかったいろいろな使われ方が始まっています。

このように、光通信網には、今までにはない多くのサービスが受けられることとなります。

そして、一番のメリットは、大量のデータを早く送受信できることです。大企業は、独自に光ファイバー網を引いて、テレビ会議やデータのやりとりをしています。これから小山町にやってこようとする企業は、光ファイバー通信網の整備ができているかどうかで進出を判断します。整備ができていなければ、今、小山町に立地している企業も出ていってしまう可能性だってあるのです。

住環境の整備にも、未来を託す子どもたちの就職先、町の人口減少対策にも、絶対的必要条件となります。

そこで、私は、まず最初に、光通信網の整備に着手することが、これからのまちづくりの基本だと考えますが、町長は光ファイバー通信網早期設置について、どのような位置づけで考えられているのか伺います。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時11分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員にお答えをいたします。

光ファイバー通信網の整備についてであります。

光ファイバー通信網に代表される超高速通信は、大容量・超高速という特徴から、多種多様な分野で利活用がされております。

そして、物流を支える交通網の整備と同じく、地域経済や生産性の向上を図る上で、重要な社会インフラであり、小山町を元気にする要であると認識しております。したがって、マニフェストにも掲げたところであります。

光ファイバー通信網の整備に関する町内の状況については、須走地域においては光ファイバー通信サービスの利用が可能であります。小山、足柄、北郷地区については、依然、光ファイバ

一通信網は未整備であり、ADSLによる通信サービスにとどまっております。

これは、本町が人口密集地域ではないことなどから、整備に多額の経費を要することとなり、採算性から民間事業者が算入しないことが考えられます。

国は、民間事業者による整備を促進しておりますが、経営上の理由等から、人口密集地域以外には整備が進んでおりません。

静岡県は、情報過疎地域を解消するため、民間事業者のみでは早期整備が見込めない地域に対し、「光ファイバー網整備推進事業」を実施し、情報基盤整備を促進しているところであります。

このような補助制度がありますが、ある民間業者の試算によりますと、町内未整備地区3地区すべてに光ファイバー通信網を整備するには、県の補助制度を活用したとしても、数億円の町の一般財源が必要との見通しが示されております。

光ファイバー通信網の整備の目的は、町民の皆さんの利便性の向上であります。情報通信技術の進歩は目覚ましいものがあり、最近では超高速無線通信技術も実用化されようとしております。

昨年9月の台風9号による豪雨災害や、東日本大震災などの大災害に対しては、無線通信が有利な面があることも事実であります。

またスマートフォンの普及や、持ち運びの容易なタブレット型端末の普及など、いわゆるITに係る生活様式も変化してきております。光ファイバーに比べ絶対的な容量では劣るものの、固定回線にない使いやすさがあることも予想されます。

すべてにわたって光ファイバー通信網を整備するには、先ほど申し述べたとおり、多額の経費がかかりますが、例えば通信網の幹となる部分について光ファイバーの整備を行い、枝となる部分は既存の回線、もしくは無線通信にするなど、いろいろ工夫をすることも考えられます。

いずれにいたしましても、光ファイバー通信網の整備について、静岡県との連携はもちろん、事業者働きかけるとともに、超高速無線通信などの情報通信技術の動向を見ながら、その活用について研究してまいりたいと思います。

そのためには、先ほど御質問にありましたが、静岡県の「地域情報化コーディネーター派遣制度」などを活用し、できる限り町民皆さんの負担が少なく、かつスピード感を持って、情報通信技術によるさまざまなサービスが享受できるよう努力してまいります。

あと、細部につきましては、部長の方からお答えしますので、よろしく願いいたします。

○企画総務部長（小野 巖君） お尋ねの、光ファイバー地域整備計画の県下の策定状況でございますけれども、本年4月1日現在で、県内35市町のうち18市町が計画を策定いたしております。

次に、地域情報化コーディネーター派遣でございますけれども、昨年度までにつきましては、小山町では実績がございません。今年度につきましては、先ほど町長の答弁にありましたように、活用をさせていただき、この現在の状況を勉強させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真田 勝君） 12番 鷹嶋邦彦君。

申し上げます。発言時間が残り5分となっておりますので、論点を整理してお願いいたします。

○12番（鷹嶋邦彦君） 県の補助金を使っても、町の財源が数億円はかかるというふうなお話でしたけれども、先ほどの答弁の中でも、無線技術が、これから出てくるということですが、確かにインターネットとか、そういうただの通信だけでしたら、そういうようなことも、スマートフォンとかタブレット型でオーケーなんでしょうけれども、いわゆる大量の画像処理となると、どうしても光ファイバーでないと処理技術がうまくいかないということが、私の頭の中では出ているんですけれども。

そういう、例えば先ほども申し上げましたように、医療関係なんかにも使ったり何かするときには、やっぱり大量の容量が必要なわけで、そういうときの画像技術が、無線では多分無理だろうというふうに、私、考えています。

それから、先ほどの答弁の中で、今年の4月1日現在ですか、35市町の中で18市町が、いわゆる手を挙げられているというんですけれども、これ、引き算しますと、あと17あるわけですね。その中に小山町が入っているということになると思うんですけれども、その辺のことも踏まえて、なるべく早目にですね、いわゆる補助金を使ってやっていただけないかということで、再度答弁を求めます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 先ほど申し述べたとおり、コーディネーター制度を活用してですね、専門家を派遣していただき、関係の方々と勉強会を開いて、先ほどの通信問題等々も含めてですね、検討をしていくということにいたします。

また、今年、そういうことで取り組み始めますので、4年間のうちに何とか実現できるように頑張っていきたいと、このように考えております。

○議長（真田 勝君） 次に、6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） 本日は、小山町の危機管理態勢、これについて伺いたいと思います。

私は、知事認証制度、静岡県ふじのくに防災士、また静岡県ふじのくに災害ボランティアコーディネーター、これの認証をいただいて、災害防止、また災害復旧活動をさせていただいております。

昨年9月の8日には、当小山町を襲いました台風9号、この被災のときには、災害ボランティアコーディネーターとして活動させていただきました。この際、当局並びに町民の皆様にも多大なる御協力をいただき、ありがとうございました。この場を借りまして御礼申し上げます。

この災害で、人的被害がなかったということは、報道等で全国に報じられておりますことは、皆さん御承知のとおりでございます。局地激甚に指定された災害の中で人的被害がなかったことは奇跡に近いものだと、このように考えております。このような結果になった陰には、町民はじめ、当局が一丸となって対応した結果であり、その労苦に敬意を表する次第でございます。

この災害は局地災害であり、町内でも被災された方、また被災されていない方と大きく大分することができます。現在も完全復旧には至っておりませんが、町民と行政の協働により、応急復旧はなし得ているものと、このように考えております。

去る5日、小山地区で実施されました訓練についても、報道などでは、他の市町より詳細に報じているのは、この小さな町でもこれだけのことができるという、いわゆる「小山町モデル」として認知され、他市町に注目されているところでもあります。

また、本年3月に東日本震災という広域災害が発生いたしました。私も発災後3度ほど現地に入りましたけれども、その惨状というものは想像を絶するものであります。小山町からも人的支援で職員派遣や消防団等の団体有志、また個人参加でのボランティア活動がなされております。町では、救援・支援物資の提供をはじめ、後方支援、これも、こちらの方でなされている現状でございます。当局をはじめ、町内各団体の対応に敬意を表する次第でございます。

小山町も、東海地震や神奈川県西部地震の広域災害について備えるための計画や訓練を段階的に実施しております。昨年来、未曾有の災害とか想定外の災害という声が聞こえておりますが、防災体制を整えることで、被害を極減しなければなりません。

さて、危機管理というのは、自然災害はもとより、連日報道されている病原性大腸菌O111、またO157、欧州の方ではO104ですね、こういう食中毒等がございます。また、昨年のようにインフルエンザ等、多岐にわたっている次第でございます。

町の体制も、防災監から危機管理監へというランクアップをされております。

そこで、災害が起きる前に態勢を整えることで、生命を守り、財産を保全し、安心・安全なまちづくりの観点から、次の点について、町の見解を伺いたいと思います。

まず最初に、先ほども申しましたように、多岐にわたる業務を遂行するための組織について。防災監から危機管理監の方にランクアップされたわけでございます。これに伴い、よりよい業務遂行をするための組織、これにどのように考えていらっしゃるのかというのが、一つでございます。

次に、危機管理監を補佐する専任の人員についてでございます。これについて町の見解を伺いたいと思います。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えいたします。

町の危機管理態勢についてであります。小山町の危機管理態勢の現状ですが、住民福祉部の生活環境課に専任として参事職の危機管理監を配置し、兼任として生活安全スタッフ2名を配置して、危機管理態勢をとっております。

しかしながら、議員御指摘のように、昨年の台風9号の局地的豪雨災害、九州の新燃岳の噴火や本年3月の東日本大震災のような大災害など、自然災害は予想がつきません。

また、昨年の新型インフルエンザの発生などの感染症、O111やO157など、食に関する安全性

の問題、原子力災害、北朝鮮のミサイル発射事案など、対応すべき危機事案は広範多岐にわたっております。

一方、これらの危機事案発生時には、今回、東日本大震災においても盛んに議論されておりますが、迅速な対応や適切な対策の実施、適時適切な情報の公開が求められているのも事実であります。

議員御質問の、よりよい危機管理業務を遂行するためには、ふだんからのソフト対策や中・長期にわたるハード対策などの各種事業の立案や実施、有事における迅速な対応ができる態勢をつくっておく必要があります。

小さな町であっても、常にアンテナを張って、漏れのない情報収集体制を徹底し、情報をフルに活用できるシステムを構築することも重要であると考えます。

次に、危機管理監を補佐する専任人員の必要性についての御質問でございますが、災害に強いまちづくりのために、実効性を重視した被災時の地域体制づくりの一つとして、危機管理監、防災部門をより専門的な組織として拡充していきたいと考えております。

そのためには、当然、専任の職員の増加配置も必要と考えており、安全・安心のまちづくりの一環として、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） 町の見解として、非常に前向きで、答弁、まことにありがとうございます。

備えあれば憂いなしという言葉がございます。あらゆる災害から町民の生命を守り、そして財産を保全するために、より一層の危機管理態勢、これの強化を要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（真田 勝君） 次に、7番 米山千晴君。

○7番（米山千晴君） 通告に基づきまして、エマルジョン燃料の積極利用についてを質問させていただきます。

近年、原油価格の急激な高騰、燃料節約などの省エネルギー思想の浸透により、エマルジョン燃料の利用が注目されております。

エマルジョン燃料とは、燃料油、主に重油、灯油、軽油、廃油などに、水と界面活性剤を添加した燃料でございます。このエマルジョン燃料を使用することにより、不完全燃焼が少なくなり、窒素酸化物の発生を抑えられるすばらしい燃料でございます。

主な用途として、ボイラー用、主に温水ボイラー、温風ボイラー、蒸気ボイラー、ディーゼルエンジン用、自家発電や農業機械等の燃料として使用できます。

利用分野は、農業用においては各種栽培ハウス、工業用、商業用においては温泉、ホテルなど、製造業用においては工場などなど、他用途、各産業分野で利用できます。

利用例として、山形県JAおきたま花卉栽培ハウスでは、アルストロメリア栽培ハウス3棟で

A重油エマルジョン燃料を使用。生燃料使用の前年対比で大幅な燃料経費の削減を実現させました。

また、エマルジョン燃料の効果は、燃費の向上、窒素酸化物の削減、ばいじんの削減などで、地球温暖化が進む現在、温室効果ガスや環境負荷を低減させる燃料と考えます。

我が町においては、昨年9月の台風災害に見舞われ、また東日本大震災による景気の低迷等により、長期にわたる財源不足が懸念されております。その観点からも、当局から公用車等に使用できるための調査研究及び全町的公的施設に積極的に取り入れるべきと考えます。町長のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

エマルジョン燃料の積極利用についてであります。

ただいま議員の御指摘のとおり、エマルジョン燃料は、重油、軽油、灯油、廃油等に水と添加剤を加え、燃料製造装置で混合させ製造する燃料であります。主な用途としては、温風ボイラー、温水ボイラー、蒸気ボイラーやディーゼルエンジン用として、また自家用発電、農業用機械、船舶等の燃料として使用可能であり、CO<sub>2</sub>の削減などの環境に優しい燃料と言われております。

町では、町内の事業所であるF. E. T. パワークラフト株式会社から、同社が開発したエマルジョン燃料製造及び供給装置の町内施設等への導入について提案があり、有志職員により平成21年度に構造改革特区認定プロジェクト・チームを設置し、地球温暖化防止対策を中心に、エマルジョン燃料の利用について調査及び検討を行いました。

初めに、公用車への利用ですが、エマルジョン燃料を製造使用するには、そのたびに製造承認を受けることが必要であることから、その手続を緩和するよう、構造改革特別区域法に基づき、平成22年3月1日付にて、構造改革特別区域計画認定の申請を行いました。

しかしながら、燃料製造等承認手続がなければ、製造事態を把握することができないため、軽油引取税の不納入、過少申告のおそれがあるなどの理由から、製造等承認手続の免除については、直ちに提案に対する対応を行うことは困難との回答でありました。

したがって、現状では直ちに公用車への利用は不可能と判断したところであります。

次に、公共施設での使用についてであります。町民いこいの家、あしがら温泉に設置し、実証実験を行うため、本年3月14日に、装置導入に係る基本協定及び年度協定を締結しました。

4月6日の稼働を予定しておりましたが、今年3月の東日本大震災と、その後の計画停電の影響で、装置の設置及び機器の調整に時間を要したため、6月1日から稼働となりました。今後、そのデータを検証しながら、さらなる導入について検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 町長の政策提言（マニフェスト）項目の実現の可能性についてということで発表させていただきます。

東日本大震災に被災された皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、当小山町も昨年9月8日の台風災害についても、まだ復旧が完了しておりません。そのような中で、町長のマニフェスト、小山町を元気にする金太郎大作戦の戦略7の中にも、災害に強いまちづくりを急ぐことも明記されております。その実施時期も設定されており、大変わかりやすい内容となっております。

しかし、実施時期を設定された87項目中、41項目、約48%が、すぐに実施と、1年以内に実施になっております。現在、災害復旧と災害に強いまちづくりを優先して取り組む時期でもあり、この41項目すべてを1年以内に実施することについては、現在の予算、組織等を考えますと、相当のパワーが必要かと思いますが、実施可能なものかどうかお伺いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えいたします。

初めに、町長の政策提言の実現の可能性についてであります。

先の臨時議会において所信を表明した際にも申し上げたとおり、スピード感を持って、このマニフェストの実現に取り組んでいく決意であります。

議員御指摘の、各々の取り組みに実施時期を明記いたしました。これは、当然のことながら、言いつ放しではなく、実現するのだぞという、私の意志の表れでもあります。すぐに実施する、あるいは1年以内と区切った取り組みについて、予算あるいは組織について御心配をいただいておりますが、このマニフェストの実行は最優先事項であります。したがって、予算面あるいは組織、言い替えればマンパワーでございますが、災害復旧とあわせ、このマニフェスト実現に知恵を絞り、そのすべてを注ぐことになることは言うまでもありません。

次に、マニフェスト実現のための具体的な手段を述べたいと思います。

実施時期により、具体的な方法は異なりますが、すぐに実施及び1年以内と期日を定めているものに関しては、先ほどの湯山議員への答弁で述べました実施計画に基づくことは、時間的に難しいこととなります。したがって、すぐに実効性を発揮する手段を講じる必要があります。

既に指示事項、あるいは報告事項がスムーズに伝達、処理ができるよう、若干の事務分掌の変更を行いました。さらに、組織の改正も視野に入れ、適材適所の人事配置を行うことを念頭に置いているところであります。6月1日付の人事異動あるいはこの6月議会初日に同意をいただいた副町長就任につきましても、マニフェスト実現に向けての具体的な対応の一つとして実施したものであります。

今後も、マニフェスト実現のために、町民の声も考慮に入れて、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。



○議長（真田 勝君） 11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 再質問させていただきます。

今、町長から大変力強いマニフェストの言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。本当に、これに対しましては、大パワーが必要かと思いますので、大パワーをもって実現に向けて頑張ってくださいよう、よろしく願いいたしまして、私の再質問を終わらせていただきます。

○議長（真田 勝君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月15日水曜日 午前10時開議

議案第30号から議案第32号までの議案3件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後1時35分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	真	田	勝
署	名	議	員	池	谷	弘
署	名	議	員	高	畑	博行